

## 日本製薬団体連合会

○著作権等管理事業法制定の本来の目的である、権利者および利用者の双方の利益を守るために、従来のような独占的な管理集中システムではなく、自由な競争原理に基づく分散システムの導入が必要であるとの概念が、分野によってはうまく機能していない。また、一部には公益を著しく損なうこととなる可能性が生じている。

○著作権管理の自由競争による流通の促進をうたって導入された制度であるが、学術文献の複写にかかる権利の管理については競争原理が働かず、逆に値上げ競争になり科学技術発展の阻害要因にもなりかねない状況である。

○特に、自然科学分野における学術文献の取り扱いは、音楽、映画等の文化的な著作物の管理とは異なり、その管理を同じ土俵で判断されるべきものではない。つまり、自然科学分野における学術文献（研究成果、最新知見等）は、必要な多くの人に広くかつ迅速に流通させることをより重点として著作・発表されるものが多い。これは文化的側面よりも科学的側面が強く、迅速に広く流通させることは科学技術の発展に貢献するものである。そして、広く迅速に流通させるために、かなりの部分は複製（コピー）による流通に頼らざるを得ないのが現状であり、著作権管理の名の元にこの流通を強く阻害することがあってはならない。

○自然科学分野の著作出版物の著作権については、競争原理が働かない以上、流通を促進するために、分散よりも集中管理し一定の枠をはめる必要があると考える。日本の代表であるしっかりした集中管理団体を検査の上許可し、事業法に基づき、厳しく管理し、監視することにより、学術情報が阻害されることなく流通し、科学技術の発展や医療水準の向上等の公益に寄与できるものと考える。

○著作権は登録を要件としていないため、真の権利者の確認が困難である。現制度は、委託者が権利者であると言えば、そのまま真の権利者として管理事業者に管理されることになり、利用者は権利の確認が出来ない状況にある。そこで、管理事業においては、委託者には委託の条件として権利関係の開示義務を課し、管理事業者はその情報を利用者に公開する義務を負わせるべきである。

## 「根拠事実及び補足意見」

1) 事業法では、管理団体は届け出によって一定条件さえ充たしていれば認められことになっているが（一任型）、認められない場合でも非一任型として自由に権利者から委託を受けて、利用者の納得がいく条件ではなく、権利者としての一方的な条件にて利用者から著作権使用料を徴収することができる。

2) 出版物の分野では、各管理団体の委託（管理）著作物が競合していないため、独占的に管理されており、そのため、自由競争による使用料の抑制という効果は機能せず、かえって、使用料の高い団体に移り、全体の使用料が高くなる傾向が見られる。また、著作権を持った出版社自身が管理団体を立ち上げており、競争原理が働きようのない状況である。

3) 指定管理事業者以外は、利用者の意見を聴くだけのため、海外の著作物も高額

な使用料で国内に持ち込まれている。

4) 管理団体の責任者が、本来競合すべき他の同種管理団体の理事などをかねている事実があり、競争原理が機能するのか疑問がある。

5) 管理団体の責任者が、委託者の責任者であり、かつ、中立の立場で案件を検討すべき文化審議会著作権分科会で委員をかねている。審議の中立性をもっと重要視し人選すべきと考える。

6) I F R R O の正式メンバーは J R R C であるが、現在、それ以外の団体が勝手に海外の管理団体と協議し、権利者や利用者の利害に関係なく、自己の利益のためにのみ、高額な使用料で引き受け、国内の使用者から使用料を徴収しようとしている。海外では、例えば、米国における C C C 等のように、利用者に向けてのシステム作りの努力がなされているが、本来なら、I F R R O の正式メンバーである J R R C がこのような機能作りに努力すべきであるのを怠った結果、今日のような混乱が生じている。日本の国益を考え、文化庁主導のもと、早急の対応を検討すべきと考える。

以上